

6 環境騒音の状況

1 目的

騒音規制法第 21 条の 2 の規定に基づき、道路に面する地域以外の一般地域における騒音について、環境基準の達成状況を把握するため、測定を実施しました。

2 測定期間 : 令和 7 年 6 月～11 月

3 測定地点（表－1 参照）

道路に面する地域以外の一般地域（騒音に係る環境基準の類型指定地域内）において、平、小名浜、勿来等の地区を代表する 10 地点を選定しました。

4 測定結果の概要

測定結果は、表－1 に示すとおりです。すべての地点で昼夜間ともに環境基準を達成しました。

表－1 測定地点及び結果

No.	測定地点	用途地域	類型	測定結果		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	中央台鹿島 1 丁目地内 (大気汚染常時監視局（中央台局）)	第 1 種低層住居専用地域	A	48	45	55	45
2	平豊間字洞地内 (豊間公民館)	市街化調整区域	B	43	44		
3	平中神谷字籠田地内 (神谷公民館)	市街化調整区域	B	49	42		
4	小名浜大原字六反田地内 (環境監視センター)	第 1 種住居地域	B	41	37		
5	小名浜愛宕上地内 (小名浜公民館)	第 2 種住居地域	B	47	38		
6	小名浜下神白字三崎地内 (綱取公園)	第 1 種中高層住居専用地域	A	47	44		
7	金山町朝日台地内 (大気汚染常時監視局（金山局）)	市街化調整区域	B	43	40		
8	錦町中迎一丁目地内 (錦公民館)	第 1 種住居地域	B	47	41		
9	常磐湯本町栄田地内 (大気汚染常時監視局（常磐局）)	第 1 種住居地域	B	48	44		
10	四倉町狐塚字松橋地内 (大気汚染常時監視局（四倉局）)	市街化調整区域	B	51	42		

(単位：デシベル)

- (注) 1 用途地域とは、都市計画法に定める用途地域を示します。
2 類型とは、騒音に係る環境基準の類型を示します。
3 昼間とは午前 6 時から午後 10 時まで、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間帯を示します。